

○静岡県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令

(昭和 52 年 3 月 12 日静岡県警察本部訓令第 6 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条の 2)
- 第 2 章 運用(第 4 条—第 6 条)
- 第 3 章 事件等の取扱い(第 7 条・第 8 条)
- 第 4 章 雑則(第 9 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この訓令は、静岡県警察自動車警ら隊（以下「自ら隊」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第 2 条 自ら隊の運営については、別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(任務)

第 3 条 自ら隊の任務は、次のとおりとする。

- (1) 広域機動警ら
- (2) 事件、事故発生時における初動措置
- (3) 所属長の要請に基づく応援出動
- (4) その他地域部長の命ずる事項

(隊本部)

第 3 条の 2 自ら隊の本部として、静岡県警察自動車警ら隊本部（以下「隊本部」という。）を置く。

2 隊本部は、自ら隊の職員のうち、支隊員以外のものをもって組織する。

第 2 章 運用

(相互協力)

第 4 条 静岡県警察自動車警ら隊長（以下「隊長」という。）は、自ら隊の効果的な運用を図るため、関係所属長と常に緊密な連絡を図らなければならない。

2 所属長は、自ら隊の警ら活動に必要な事件、事故発生実態その他の資料の提供、情報の交換等について、積極的に協力しなければならない。

3 静岡県警察自動車警ら隊員（以下「隊員」という。）は、関係所属職員と緊密な連携を保持し、相互に協力しなければならない。

(幹部会議)

第5条 隊長は、隊務の執行を適正かつ能率的に行い、隊内の連絡調整を図るため、毎月1回以上、幹部会議を開かなければならない。

(応援出動)

第6条 所属長は、自ら隊の応援出動を必要と認め、その要請を行うときは、次の要領によるものとする。

- (1) 自ら隊の広域機動警らにより対応可能な場合は、直接隊長に要請する。
- (2) 特別な勤務体制により対応する場合は、事案を所管する課等の長を経て、地域部長に要請する。ただし、急を要しその手続を経るとまのない場合は、直接隊長に要請することができる。
- (3) 隊長は、前号ただし書により隊員を出動させた場合は、速やかに地域部長に報告し、その承認を受けるものとする。

第3章 事件等の取扱い

(刑事事件等の取扱い)

第7条 省略

(交通事件の取扱い)

第8条 省略

第4章 雑則

(教養訓練)

第9条 隊長は、毎月1回以上隊員に対する通常点検、車両点検、装備資器材の点検及び必要な教養訓練を行うものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和52年3月22日から施行する。
- 2 静岡県警察本部特別機動警ら隊の運営に関する訓令(昭和46年県本部訓令第11号)は、廃止する。

附 則(昭和55年3月5日県本部訓令第4号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月29日県本部訓令第4号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月19日県本部訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月11日県本部訓令第1号)

この訓令は、平成14年3月18日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日県本部訓令第 8 号)
この訓令は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 15 日県本部訓令第 14 号)
この訓令は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。